

5月請求分（4月使用分）から 水道料金を改定します。

改定の理由は・・・

平成16年10月、旧1市3町が合併するときの約束（合併協議）で、18年度までに水道料金を統一すると決定していました。同一市内で地区ごとに料金が違うのは、不公平感があるため、それを解消し、料金を統一します。

改定の内容は、次のとおりです。

実施時期 平成19年5月請求分

改定の方法

・七尾地区 統一改定

・七尾地区以外 暫定統一改定

平均改定率 △2.77%

暫定統一改定とは？

七尾地区以外の料金改定には、経過措置を設けます。七尾市全域が統一改定（同じ料金になる）されるのは、平成20年5月請求分からです。最終的な改定率は、△1.51%となります。

主な改正点

・基本水量の見直し

節水意識の高まりなどの理由により、基本水量を低く設定しました。

・20㎡までの料金設定を細分化

一般家庭の63%を占める水量を細分化することで、低価格な設定にしました。

・口径別使用料の見直し

口径別使用料を値下げしました。

今後とも住民のみなさんに「安全・安心・おいしい水の安定供給」、また、「ライフライン維持の為、相互に融通できる連絡管整備」に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

まず、給水使用料をみましょう

★今までの料金

(単位：円、消費税額等込み)

地区	区分	基準水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）	
				9㎡～20㎡	184
七尾 (上水・簡水)	一般用	8㎡まで	1,201	21㎡～50㎡	234
				51㎡～500㎡	245
				501㎡～10,000㎡	273
				10,001㎡～	275
				11㎡～	168
田鶴浜	一般用	10㎡まで	1,680	11㎡～	200
中島(上水)	一般用	10㎡まで	1,940	11㎡～	178
中島(簡水)			1,785		
能登島	一般用	0㎡	1,787	11㎡～	173
		10㎡	1,575		

※料金を比較しやすくするため、小数点以下切捨にしています。



★これからの料金

(単位：円、消費税額等込み)

地区	区分	基本水量	基本料金	超過料金 (1㎡につき)	H19.4月使用		
					七尾地区	七尾地区以外	全域
七尾市全域	一般用	5㎡まで	790	6㎡～10㎡	140	140	140
				11㎡～20㎡	190	190	190
				21㎡～50㎡	235	200	235
				51㎡～1,000㎡	245	215	245
				1,001㎡～5,000㎡	270	225	270
				5,001㎡～10,000㎡	275	250	275
				10,001㎡～	275	275	275